

つちはし事務所通信

2

February
2024



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2024 年 2 月 1 日

補助金情報

インボイス対応に活用可能! 「IT導入補助金」に注目!

IT 導入補助金とは、様々な経営課題を解決するために IT ツール導入し、DX（デジタルトランスフォーメーション）による生産性向上を支援するための補助金です。インボイス制度への対応もこの補助金に該当する場合があるということですのでその概要を紹介します。

.....生産性向上を目指す皆様へ「IT 導入補助金」について.....

通常枠 (A・B類型)

業務のデジタル化を目的としたソフトウェアやシステムの導入。

補助額

A類型 (補助率1/2以内)

5万円以上150万円未満

B類型 (補助率1/2以内)

150万円以上450万円以下

デジタル化基盤導入類型

複数社連携IT導入類型※1

会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフトに補助対象を特化。複数の中小企業・小規模事業者のみならずが連携してITツールを導入し、生産性の向上を図る取り組みにも対応。

補助額 (基盤導入経費)

ソフト ウェア 等	補助率 3/4	(下限なし)~ 50万円以下
	補助率 2/3	50万円超 350万円以下
ハード ウェア	補助率 1/2	30万円以下※2

〈活用例〉

デジタル化基盤導入類型

インボイス発行の手間を効率化するため、「会計ツール」を導入。経理担当者が手作業で行っていた出納管理が自動化され、バックオフィスの効率化が全体的に向上。

通常枠

タイムカードによる勤怠管理の為、本社出勤後の現場移動、帰社後の帰宅が必要であったところ、「勤怠・労務管理ツール」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより残業時間が3割削減、人事担当者の作業率も大幅アップ。

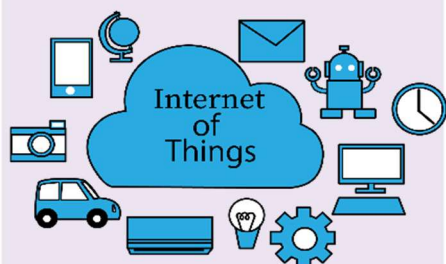
セキュリティ対策推進枠

サイバーインシデントを防止するセキュリティ対策強化支援。

補助額

サービス利用料の1/2以内

5万円以上100万円以下



商流一括インボイス対応類型

インボイス制度に対応し、受発注機能を有するITツール導入を支援。取引関係における受注者である中小企業・小規模事業者等に対して当該ITツールを無償で利用させる場合に補助。

補助額

中小企業・小規模事業者等が申請する場合の補助率: 2/3以内
その他の事業者等が申請する場合の補助率: 1/2以内

(下限なし)~350万円以下

★詳しくは下記 URL にて
給付対象などの概要が発表
されておりますので、ご検
討ください。申請様式や記
載要領をまとめたリーフレ
ットの配布及びオンライン
申請が可能な専用ホームペ
ージが開設されています。
<https://it-shien.smrj.go.jp/>

詳しくは
IT 導入補助金 2023 後期事
務局 コールセンターにお
問い合わせ下さい。
0570-666-376
050-3133-3272

令和6年1月から両立支援等助成金に新コース！「育休中等業務代替支援コース」

雇用保険法に基づく助成金の一つである両立支援等助成金について、これまでの「出生時両立支援コース」の代替要員加算及び「育児休業等支援コース」の業務代替支援を見直し、育児休業取得時等の業務代替支援として独立・拡充させた「育休中等業務代替支援コース」が新設されました（令和6年1月～）。そのポイントを紹介します。

…………… 両立支援等助成金／育休中等業務代替支援コースのポイント ……………

■新設された「育休中等業務代替支援コース」の概要（令和6年1月～）

一定の中小企業事業主が、**手当支給等**（中小企業事業主が周囲の労働者に手当等を支払って代替させた場合）と、**新規雇用**（代替する労働者を新規雇用した場合）を対象として支給。
→今回、実質的に新設されたのは、**手当支給等**の「短時間勤務（育児短時間勤務制度を利用した労働者の代替）」です。そのポイントは次のとおり。

<手当支給等（短時間勤務）のポイント>

主な要件	①制度利用者や業務代替者の業務の見直し・効率化を行う ②代替業務に対応した 手当等の制度を就業規則等に規定 する ③制度利用者に 1か月以上の育児のための短時間勤務制度 を利用させる ※1日所定労働時間 7時間以上 の労働者が、 1日1時間以上 短縮した場合が対象 ④③の制度利用期間中の 業務代替期間について、手当等による賃金増額 を行っている ・手当は代替内容を評価するものであり、労働時間に応じて支給される賃金でないこと ・手当総額で3千円以上支給していること（最低支給額の基準） ※1か月未満の場合は、1日あたり150円と比較して低い方を基準とする。
助成額	対象制度利用者1名あたり、以下1、2の合計額を支給。 1.業務体制整備経費：2万円 2.業務代替手当：業務代替者に支給した手当の総額の3/4 ※手当の対象人数に関わらず、支給総額を対象として計算。 3万円/月 が助成金の上限。 ※ 子が3歳になるまで の期間が対象（支給申請は1年ごと）。 ●有期雇用労働者加算 対象制度取得者が有期雇用労働者の場合に、支給額に1人当たり 10万円 を加算 ※業務代替期間が1か月以上の場合のみ対象。 ●育児休業等に関する情報公表加算 自社の育児休業取得状況等に関する情報を公表した場合、支給額に1回限り 2万円 を加算



★育児休業を取得した労働者が行っていた業務について、周囲の労働者に手当等を支払った上で代替させた場合のほか、育児のための短時間勤務制度を利用した労働者が行っていた業務について、周囲の労働者に手当等を支払った上で代替させた場合にも、助成金が支給されることになりました。これを機に、就業規則等を整備して、育児休業を取得した労働者や育児短時間勤務制度を利用した労働者の代替の仕組みを取り入れてみてはいかがでしょうか？

あとがき◆つちはし事務所より

★立春を迎え、そろそろ春の新入社員を迎える季節が近づいてきました。この春、おさえておかないといけないのは、今年4月以降「労働条件明示のルールが変わる」ということ。具体的には下記の4つの明示が義務化されます。詳しくはつちはし事務所の担当者までお問い合わせください。

- 1.【**就業場所・業務の変更の範囲の明示**】全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」についても明示。
- 2.【**更新上限の明示**】有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容の明示。
- 3.【**無期転換申込機会の明示**】「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換を申し込むことができる旨（無期転換申込機会）の明示。
- 4.【**無期転換後の労働条件の明示**】「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の労働条件の明示。

★また4月からは「医師、建設業務、運送業務の時間外労働の上限規制」もいよいよスタートします。これらの業種では、4月以降に締結する36協定の内容や様式についても注意が必要です。詳しくはつちはし事務所までお問い合わせください。

